

2021年6月4日

株主のみなさまへ

東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号

株 式 会 社 田 科 谷

代表取締役社長 保 科 匡 邦

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記念品の配付はございませんので予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による議決権行使にご協力をお願い申し上げます。なお、当日は運営を最小限とし、状況に応じた予防措置を講じる予定です。

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）

2. 場 所 東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
当社本社ビル1階 ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項
第1号議案 資本金および資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席される際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合には、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taya.co.jp>）に掲載いたしますのでご確認ください。

また、事業報告および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taya.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

#### 1. 会社の現況に関する事項

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続きました。また、政府による各種政策の効果や海外経済の改善により持ち直していくことが期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、先行き不透明なまま推移してまいりました。

美容業界におきましても、新型コロナウイルス感染症に伴う急速な消費マインドの冷え込み、感染症対策の営業体制、店舗間競争の激化、また労働需給逼迫による美容師確保難など、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社といたしましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、社員のマスク着用、定期的な消毒や換気の実施など、感染防止対策を徹底した上で、「心技体」をスローガンに、質の高い技術・接客・サービスを提供し、お客様に喜んでいただけるよう努めてまいりました。

店舗につきましては、美容室1店舗（TAYA あすみが丘店）の改装を行い、一方で美容室2店舗（Shampoo メイト黒崎店、TAYA 黒崎井筒屋店）を閉鎖いたしました。これにより当事業年度末の店舗数は、美容室117店舗と小売店1店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は6,785百万円（前期比22.4%減）となり、営業損失1,264百万円（前期は営業損失384百万円）、経常損失1,282百万円（前期は経常損失401百万円）となり、特別損失に店舗閉鎖損失および減損損失等を計上し、更に繰延税金資産を計上したことにより、当期純損失は1,013百万円（前期は当期純損失384百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は24百万円で、その主たるものは店舗の改装に伴う内装設備、器具備品であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に運転資金として、金融機関より長期借入金としての300百万円の調達をおこなっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第 44 期<br>(2018年3月期) | 第 45 期<br>(2019年3月期) | 第 46 期<br>(2020年3月期) | 第 47 期<br>(当事業年度)<br>(2021年3月期) |
|-----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                        | 10,545               | 9,727                | 8,746                | 6,785                           |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )(百万円) | △57                  | 10                   | △401                 | △1,282                          |
| 当 期 純 損 失 ( △ )(百万円)              | △132                 | △41                  | △384                 | △1,013                          |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)                  | △26.52               | △8.39                | △76.94               | △202.89                         |
| 総 資 産(百万円)                        | 6,138                | 5,801                | 5,028                | 4,899                           |
| 純 資 産(百万円)                        | 2,465                | 2,423                | 2,039                | 1,025                           |
| 1株当たり純資産額(円)                      | 493.47               | 485.08               | 408.14               | 205.25                          |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、企業理念に従い年齢・性別・国籍を問わずより多くの人々に喜んでいただける環境を創造し続け、ヘアビジネスにおけるリーディングカンパニーとして、多様化する消費者ニーズや変化する消費者のライフスタイルに応え、新技術の開発、社員の教育、情報の発信、店舗の統廃合および合理的なコスト削減を継続的に実施することを重点課題とし、収益性と成長性を同時に追求できる経営を進めてまいります。また、コンプライアンスを重視し、内部統制システムの一層の充実を図り、経済構造および社会情勢等の経営環境の変化に対し迅速かつ柔軟に対応できるよう、企業体質の改善、強化に努めてまいります。

さらに、当社は2021年4月28日に事業構造改革プラン「T9」を発表し、2021年度を対象とした計画を実施しております。これにより、収益体質の強化を図り、利益に着目した成長戦略へ転換することを基本方針として経営基盤づくりを迅速に進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は、美容施術(カット、パーマ、カラー等)の提供及びヘアケア商品の販売を行う美容室等を経営しております。美容室としては、「TAYA」、「TAYA&CO. GINZA」、「Capelli Punto N.Y.」、「Shampoo」、「MICHEL DERYN」のブランドによる展開をおこなっております。また、ヘアケア商品の販売を専門として行う小売店として「beautiful hair」がございます。

(6) 事業所 (2021年3月31日現在)

- ① 本社 東京都渋谷区神宮前 2-18-19
- ② 九州支社 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-17-25 KDビル 6 F
- ③ 関西支社 大阪府大阪市北区曽根崎新地 2-3-3 桜橋西ビル 9 F
- ④ 店舗

(宮城県)

TAYA 仙台泉パークタウン タビオ店

TAYA 仙台シリウス・一番町店

(埼玉県)

TAYA 伊勢丹 I プラザ東浦和店

TAYA 大宮ステラタウン店

(千葉県)

TAYA 本八幡店

TAYA あすみが丘店

TAYA 柏店

TAYA 千葉そごう店

TAYA CRYSTAL WORLDイクスピアリ店

TAYA 松戸店

TAYA イオンモール津田沼店

TAYA 船橋店

TAYA 流山おおたかの森S・C店

TAYA ミーナ津田沼店

(東京都)

TAYA 麹町店

TAYA 九段店

TAYA 町田店

TAYA 経堂店

TAYA 赤堤店

TAYA 三軒茶屋店

TAYA つくし野店

TAYA 浜田山店

TAYA アトレ大井町店

TAYA 銀座コア店

TAYA 広尾店

TAYA 青山店

TAYA 多摩センター店

TAYA アトレ恵比寿店

TAYA 自由が丘店

TAYA グランデュオ立川店

TAYA 東急百貨店吉祥寺店

TAYA 田園調布店

TAYA blue labelアルカキット錦糸町店

TAYA 西葛西店

TAYA 丸の内店

TAYA blue labelひばりが丘店

TAYA 北千住マルイ店

TAYA ルミネ池袋店

TAYA 二子玉川店

TAYA 中野マルイ店

TAYA 府中店

GRAND TAYA

TAYA & CO. GINZA 銀座本店

TAYA & CO. GINZA 自由が丘店

Capelli Punto N.Y. グランデュオ立川店

Shampoo 聖蹟桜ヶ丘オーパ店

Shampoo 成城店  
Shampoo 十条店  
MICHEL DERVYN アトレ四谷店

(神奈川県)

TAYA 桂台店  
TAYA 市ヶ尾店  
TAYA 藤が丘店  
TAYA 厚木店  
TAYA 東林間店  
TAYA たまプラーザ美しが丘店  
TAYA みなとみらい東急スクエア店  
TAYA 新百合丘オーパ店  
TAYA 大和店  
TAYA blue labelトレアージュ白旗藤沢本町店  
TAYA シアル鶴見店  
TAYA 溝の口店  
TAYA & CO. GINZA あざみ野三規庭店  
Shampoo 京急鶴見店

(岐阜県)

Shampoo 岐阜オーキッドパーク店

(愛知県)

TAYA 栄店

(三重県)

Shampoo イオンモール四日市北店

(京都府)

TAYA ジェイアール京都伊勢丹店

(大阪府)

TAYA 大阪上本町店  
Capelli Punto N.Y. あべのHoop店  
Shampoo 泉佐野店  
MICHEL DERVYN ハービスPLAZAエント店

(兵庫県)

TAYA 明石ビブレ店  
TAYA 尼崎店  
TAYA テラッソ姫路店

(広島県)

TAYA 広島本通店

(福岡県)

TAYA けやき通り店  
TAYA 香椎店

Shampoo メトロ・エム後楽園店  
Shampoo 町田店  
beautiful hair グランデュオ立川店

TAYA 青葉台店  
TAYA あざみ野店  
TAYA もえぎ野店  
TAYA たまプラーザ店  
TAYA 青葉台東急スクエア店  
TAYA イオン新百合ヶ丘店  
TAYA 横須賀モアーズシティ店  
TAYA blue labelイオンモール大和店  
TAYA blue labelイトーヨーカドー湘南台店  
TAYA 相模大野店  
TAYA 武蔵小杉東急スクエア店  
TAYA 相模大野サテライト店  
Shampoo 元住吉店  
Shampoo あざみ野ガーデンズ店

Shampoo 京都四条店

TAYA 心斎橋店  
Shampoo イオン北千里店  
Shampoo コムボックス光明池店

TAYA アスピア明石店  
TAYA 神戸元町店  
Shampoo 加古川ヤマトヤシキ店

TAYA 福山天満屋店

TAYA 長住店  
TAYA 春日店

TAYA 藤崎店  
TAYA 大橋店  
TAYA フォレオ博多店  
TAYA 今泉店  
Shampoo 中間店  
Shampoo 天神西通り店  
(長崎県)  
Shampoo 長崎夢彩都店  
(熊本県)  
TAYA 熊本光の森店  
(大分県)  
Shampoo パークプレイス大分店

TAYA 小倉アイム店  
TAYA 小倉魚町店  
TAYA 天神店  
TAYA THE BASICS FUKUOKA  
Shampoo ビバモール赤間店

(7) 従業員の状況 (2021年 3月31日現在)

| 従業員数        | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|-------|--------|
| 1,020(183)名 | ▲19 (+11)名 | 31.9歳 | 9.0年   |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は( )内に年間の各月末日在籍者の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年 3月31日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 1,088百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 325      |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 314      |
| 株式会社伊予銀行     | 57       |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,100,000株
- (3) 株主数 11,168名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                            | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|---------|---------|
| 有 限 会 社 テ イ ー ズ                                  | 1,677千株 | 33.5%   |
| 田 谷 哲 哉                                          | 152     | 3.0     |
| 株 式 会 社 赤 城 自 動 車 教 習 所                          | 136     | 2.7     |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 107     | 2.1     |
| 田 谷 和 正                                          | 57      | 1.1     |
| T A Y A 社 員 持 株 会                                | 51      | 1.0     |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ<br>銀 行 （ 信 託 口 5 ）         | 47      | 0.9     |
| 浜 野 統 一                                          | 46      | 0.9     |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ<br>銀 行 （ 信 託 口 6 ）         | 44      | 0.8     |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社                              | 40      | 0.8     |

(注) 当社は、自己株式を102,946株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位            | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況      |
|---------------------|---------|------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長       | 田 谷 和 正 | C E O<br>有限会社ティーズ 代表取締役      |
| 代 表 取 締 役 社 長       | 保 科 匡 邦 | C O O 兼 営業本部長                |
| 取 締 役<br>(監査等委員・常勤) | 石 川 英 夫 |                              |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 三 亀 孝 雄 |                              |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 田 島 克 夫 | 公認会計士田島事務所所長<br>田島克夫税理士事務所所長 |

- (注) 1. 田代久士氏は、2020年6月1日に逝去のため取締役副社長を退任いたしました。なお、同氏は退任時においてCF0 兼 経営企画・経理財務部門を管掌しておりました。
2. 2020年6月16日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって、竹知城治氏は任期満了により専務取締役を退任いたしました。なお、同氏は退任時において商事・教育部門を管掌しておりました。
3. 田谷光正氏は、2021年2月11日に逝去のため常務取締役を退任いたしました。なお、同氏は退任時においてコンプライアンス・総務部門を管掌しておりました。
4. 取締役（監査等委員）三亀孝雄氏及び田島克夫氏は、社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）田島克夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役（監査等委員）三亀孝雄氏及び田島克夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石川英夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

|      |        |                      |
|------|--------|----------------------|
| 執行役員 | 上原 俊晴  | 営業本部 本店営業部長          |
| 執行役員 | 新藤 和久  | 人事教育部長               |
| 執行役員 | 似鳥 昭司  | 営業統括管理部長             |
| 執行役員 | 梅松 直人  | 商事部長                 |
| 執行役員 | 中村 隆昌  | 経営企画部長 兼 管理部長        |
| 執行役員 | 青野 ゆかり | 営業本部 関西支社長           |
| 執行役員 | 中村 正二  | 営業本部 九州支社長           |
| 執行役員 | 大川 雅之  | チーフテクニカルオフィサー（C T O） |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）三亀孝雄氏及び田島克夫氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。

当該保険契約被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員であり、本保険料は当社が負担し、その一部を被保険者から徴収、契約更新は1年毎におこなっております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償請責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2018年4月6日開催の取締役会において、役員の報酬等の内容にかかる決定方針を、コーポレートガバナンス・ガイドラインに【取締役および執行役員報酬の決定方針および考え方】として決議しており、当該決定方針の変更に際しては、指名・報酬委員会の諮問、答申を経て取締役会の承認の下で決定することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。決定方針の内容は次のとおりです。

## 取締役および執行役員報酬の決定方針および考え方

- ・ 取締役、監査等委員である取締役および執行役員は月額報酬とし、下記の方法により算定します。
- ・ 報酬の考え方（制度設計）は、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会決議で決定をおこない、透明性と公平性を高めます。
- ・ 取締役の報酬額は、株主総会において承認を得た限度額の範囲内とします。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において承認を得た限度額の範囲内とします。
- ・ 取締役、執行役員の報酬は指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会決議で決定します。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会で協議します。
- ・ 社外取締役の報酬は定額とします。

## 月額報酬の算定方法

- ・ 社外取締役を除く取締役の報酬は会社業績との連動性を確保しつつ、役位、経歴、実績、各種要素の基準を定め、業績、貢献度を勘案し報酬範囲内で配分する報酬体系とします。
- ・ 執行役員の報酬は会社業績との連動性を確保しつつ、役位、経歴、実績、各種要素の基準を定め、業績、貢献度を勘案し決定します。

## ② 当事業年度に係る報酬の総額等

| 区 分                     | 員 数      | 報酬等の総額    |
|-------------------------|----------|-----------|
| 取締役（監査等委員を除く。）          | 5名       | 55百万円     |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 3<br>(2) | 16<br>(8) |
| 合 計<br>（うち社外取締役）        | 8<br>(2) | 71<br>(8) |

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 上記には事業年度中に退任した取締役3名の報酬等が含まれております。
4. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等に基づき、業績を鑑みて取締役報酬を2020年6月は10%削減、2020年12月から2021年3月までの期間は15%～25%削減しております。

- ５．取締役会は、代表取締役田谷和正氏に、各取締役および執行役員の基本となる報酬の額および担当する部門の業況等を踏まえた報酬等の内容決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各担当の評価をおこなうには代表取締役が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては指名・報酬委員会の諮問、答申を受け、その妥当性について確認をしております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金等

当社が2020年６月16日開催の第46期定時株主総会決議に基づき、取締役に支払った役員退職慰労金および打ち切り支給分の支給額は、取締役６名に対し14百万円であります。なお、社外取締役は退職慰労金制度の対象外です。当社は役員報酬制度見直しの一環として、同定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し打ち切り支給をしております。この支給時期は退任時となります。なお、当事業年度において支払った役員退職慰労金等の支給総額は、退任取締役１名と逝去された取締役２名に対し７百万円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役田島克夫氏は、公認会計士田島事務所所長および田島克夫税理士事務所所長を兼務しておりますが、それぞれの事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位              | 氏 名     | 出席状況、発言状況および<br>社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要                                                                                                                                                                              |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 三 亀 孝 雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回と監査等委員会９回の全てに出席いたしました。主に長年に亘る銀行勤務の見地から、豊富な知識、経験を生かした取締役会、監査等委員会における取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこない適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員としても、開催された委員会において客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 田 島 克 夫 | 当事業年度に開催された取締役会13回と監査等委員会９回の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士の見地から意見を述べるなどにより、取締役会、監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこない、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員としても、開催された委員会において客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。         |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が15回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

普賢監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 17百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

#### ① 企業活動の基本方針

当社は、次の企業理念を掲げ、経営の基本方針としております。

#### 【企業理念】

『すべての人に夢と希望を与え、社会に貢献する』

その意味で4つの「S」を満足できるレベルで実現し、信頼される企業となる

E S 社員満足

C S お客様満足

I S 株主満足

S S 社会貢献

#### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「CR(コンプライアンス・リスク)管理委員会」を設け、『企業理念』の下、日ごろの職務執行の指針となる『TAYA行動規範』を明確に策定し、すべての役員及び従業員が、これをよく理解し、健全な企業風土の構築に努めております。「CR管理委員会」は、コンプライアンス体制の推進のため、役員及び従業員に教育、研修を行い、また、モニタリングにより、実施状況を把握し以後の対応方針を決定しております。

コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、人事部門が窓口となって、通報者の保護を徹底した内部通報制度（アソシエートホットライン）を運用しております。

当社は、社長直轄の「経営企画グループ」に「内部監査課」を設置し、業務活動全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法令・社内規程の遵守状況等について定期的に内部監査を実施し、業務の改善に向け、具体的な助言、勧告を行い、監査結果を社長に報告しております。また、役員及び従業員は、内部監査課が内部監査を行う際、不当な制約をしてはならないことになっております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文章管理規程」等の社内規程に基づき保存及び管理をしております。

また、お客様や役員及び従業員等の個人情報保護に関しては、基本方針（プライバシーステートメント）を策定し、社内外に明らかにするとともに、「CP（コンプライアンス・プログラム）運営委員会」を設け、適正な情報管理を常に心がけております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織を「CR管理委員会」として、危機管理に関する規程を整備し、その運用を図っております。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮のもと対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えてまいります。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、月1回の定例取締役会の他、適宜必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、任期を1年としております。また、「経営の意思決定」「執行監督機能」と「業務執行機能」を分離し、それぞれの機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の取締役（監査等委員）を置き、その職務の執行に必要な場合は、「内部監査課」課員に監査等委員会の職務遂行の補助を委嘱しております。

⑦ 前項使用人の取締役からの独立性に関する事項及び指示の実効性の確保に関する事項

「内部監査課」に配置する従業員への指揮命令は監査等委員会が行うものとし、人事異動・考課は、事前に監査等委員会の承認を得ております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制とその他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実・不正もしくは法令・定款違反等について、直ちに監査等委員会に報告します。従業員は、内部通報制度により、不正・違反行為を人事部門長宛てに通報します。内部通報を受けた人事部門長は、社長（ＣＲ管理委員会）へ報告すると同時に監査等委員会へ報告することとしております。なお、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、通報者の保護を徹底しております。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還などの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに応じております。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤の監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、ＣＲ管理委員会、ＣＰ運営委員会、経営戦略会議、事業推進会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、いつでも取締役又は従業員に説明・報告を求めることができます。また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容、内部監査課から内部監査内容について説明を受けるとともにそれぞれとの情報交換を行い緊密な連携を図っております。

- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告の適正性を確保し、適切な開示を行うため、内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備しております。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、さらに不当要求等の介入を断固拒否し、警察等関係機関及び顧問弁護士とも連携し、毅然と対応してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しており、これらに基づいて、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社では、取締役会、経営戦略会議及び事業推進会議を定期的または必要に応じて随時開催し、業績報告や経営上の重要な事項の決定を行っております。

② 監査等委員の職務の執行に関する取り組み

当社では年6回の監査等委員会及び必要に応じた臨時の監査等委員会（当期3回）の開催により監査方針、監査計画等の決定等を行っており、各監査等委員は、重要な会議への出席、決裁書類等の閲覧等を通じて監査を行っております。

③ リスクマネジメント体制に関する取り組み

当社では、CR管理委員会、CP運営委員会を年2回開催し、社内外の様々なリスクに対し管理状況、情報共有及び防止対策を行っております。

④ コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス体制を推進するため、役員及び従業員に年1回教育、研修を行っております。また、通報者の保護を徹底した内部通報制度（アソシエートホットライン）により、違反等の早期発見に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業容の拡充に努めるとともに、株主の皆様に対し安定的な配当を継続して実施しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図るとともに今後の事業拡充のための資金需要に備える所存であります。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、業績等を鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額        |
|-------------|-----------|---------------|------------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)     |            |
| 流 動 資 産     | 968,091   | 流 動 負 債       | 2,504,358  |
| 現 金 及 び 預 金 | 389,827   | 支 払 手 形       | 80,352     |
| 売 掛 金       | 330,462   | 電 子 記 録 債 務   | 129,085    |
| 商 品         | 58,810    | 買 掛 金         | 50,579     |
| 美 容 材 料     | 19,540    | 短 期 借 入 金     | 743,000    |
| 貯 蔵 品       | 10,867    | 1年内返済予定の長期借入金 | 219,262    |
| 前 払 費 用     | 113,851   | リ ー ス 債 務     | 4,289      |
| そ の 他       | 45,645    | 未 払 金         | 90,275     |
| 貸 倒 引 当 金   | △913      | 未 払 費 用       | 505,484    |
| 固 定 資 産     | 3,931,890 | 未 払 法 人 税 等   | 150,934    |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,925,280 | 未 払 消 費 税 等   | 168,547    |
| 建 物         | 704,858   | 前 受 金         | 2,278      |
| 構 築 物       | 1,220     | 預 り 金         | 143,489    |
| 工具、器具及び備品   | 36,206    | 賞 与 引 当 金     | 50,247     |
| 土 地         | 1,176,803 | 資 産 除 去 債 務   | 166,532    |
| リ ー ス 資 産   | 6,191     | 固 定 負 債       | 1,369,985  |
| 無 形 固 定 資 産 | 30,874    | 長 期 借 入 金     | 823,409    |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 776       | リ ー ス 債 務     | 2,222      |
| そ の 他       | 30,097    | 退 職 給 付 引 当 金 | 359,346    |
| 投資その他の資産    | 1,975,735 | 資 産 除 去 債 務   | 178,106    |
| 出 資 金       | 197       | そ の 他         | 6,899      |
| 破産更生債権等     | 3,000     | 負 債 合 計       | 3,874,343  |
| 長期前払費用      | 9,109     | (純 資 産 の 部)   |            |
| 繰延税金資産      | 581,831   | 株 主 資 本       | 1,025,638  |
| 敷金及び保証金     | 1,378,352 | 資 本 金         | 1,480,180  |
| そ の 他       | 6,245     | 資 本 剰 余 金     | 1,702,245  |
| 貸 倒 引 当 金   | △3,000    | 資 本 準 備 金     | 1,702,245  |
| 資 産 合 計     | 4,899,981 | 利 益 剰 余 金     | △1,997,289 |
|             |           | 利 益 準 備 金     | 66,920     |
|             |           | その他利益剰余金      | △2,064,209 |
|             |           | 繰越利益剰余金       | △2,064,209 |
|             |           | 自 己 株 式       | △159,497   |
|             |           | 純 資 産 合 計     | 1,025,638  |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,899,981  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（自 2020年4月1日）  
（至 2021年3月31日）

（単位：千円）

| 科 目          | 金        | 額         |
|--------------|----------|-----------|
| 売上高          |          | 6,785,071 |
| 売上原価         |          | 6,935,345 |
| 売上総損失        |          | 150,273   |
| 販売費及び一般管理費   |          | 1,113,878 |
| 営業外損益        |          | 1,264,152 |
| 営業外収入        |          |           |
| 受取利息         | 16       |           |
| 協賛金収入        | 5,845    |           |
| 保険配当金        | 1,935    |           |
| 受取手数料        | 933      |           |
| その他の         | 6,549    | 15,280    |
| 営業外費用        |          |           |
| 支払利息         | 21,134   |           |
| シンジケートローン手数料 | 8,069    |           |
| その他の         | 4,340    | 33,544    |
| 経常損失         |          | 1,282,417 |
| 特別利益         |          |           |
| 退店補償金        | 1,627    |           |
| 受取保険金        | 6,000    |           |
| 保険解約返戻金      | 17,930   |           |
| 助成金収入        | 87,105   | 112,662   |
| 特別損失         |          |           |
| 固定資産売却損      | 28       |           |
| 固定資産除却損      | 13,533   |           |
| 減損損失         | 62,963   |           |
| 役員退職慰労金      | 14,000   |           |
| 店舗休業損失       | 120,011  |           |
| 店舗閉鎖損失       | 177,064  | 387,600   |
| 税引前当期純損失     |          | 1,557,355 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 47,760   |           |
| 法人税等調整額      | △591,241 | △543,481  |
| 当期純損失        |          | 1,013,873 |

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 自 2020年 4 月 1 日 )  
( 至 2021年 3 月31日 )

(単位：千円)

|         | 株主資本        |             |             |         |                     |              |
|---------|-------------|-------------|-------------|---------|---------------------|--------------|
|         | 資本金         | 資本剰余金       |             | 利益剰余金   |                     |              |
|         |             | 資本準備金       | 資本剰余金合計     | 利益準備金   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計      |
| 当期首残高   | 1, 480, 180 | 1, 702, 245 | 1, 702, 245 | 66, 920 | △1, 050, 335        | △983, 415    |
| 当期変動額   |             |             |             |         |                     |              |
| 当期純損失   |             |             |             |         | △1, 013, 873        | △1, 013, 873 |
| 当期変動額合計 | —           | —           | —           | —       | △1, 013, 873        | △1, 013, 873 |
| 当期末残高   | 1, 480, 180 | 1, 702, 245 | 1, 702, 245 | 66, 920 | △2, 064, 209        | △1, 997, 289 |

|         | 株主資本      |              | 純資産合計        |
|---------|-----------|--------------|--------------|
|         | 自己株式      | 株主資本合計       |              |
| 当期首残高   | △159, 497 | 2, 039, 512  | 2, 039, 512  |
| 当期変動額   |           |              |              |
| 当期純損失   |           | △1, 013, 873 | △1, 013, 873 |
| 当期変動額合計 | —         | △1, 013, 873 | △1, 013, 873 |
| 当期末残高   | △159, 497 | 1, 025, 638  | 1, 025, 638  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

|         |                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| 商品・美容材料 | 主として移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 貯蔵品     | 最終仕入原価法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）   |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く）
- 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 2～13年

なお、「定期賃貸借契約」による建物については、耐用年数を個別の定期賃貸借期間に基づいて償却しております。

- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く）
- 定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 長期前払費用
- 定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した事業年度に全額費用処理することとしております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

### (1). 有形固定資産の減損

当社は、減損の兆候がある資産グループについて、将来キャッシュ・フローの見積りに基づき減損損失の認識・測定を実施しております。

- ・科目名及び当事業年度計上額

| 科目名    | 金額(千円)  |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 536,288 |

- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

減損損失の認識・測定において用いられる将来キャッシュ・フローは、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画を考慮し見積っております。当該見積りに用いる資産グループの営業損益は過去の損益実績に基づき算出した、一定または遞減する成長率の仮定を用いて見積っております。

このような見積りは、当社の事業計画に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において、有形固定資産及び損益の金額に影響を与える可能性があります。

### (2). 繰延税金資産の回収可能性

当社は、繰延税金資産の計上における将来減算一時差異等のスケジューリングにおいて、翌事業年度以降の課税所得等の見積りを行い、その範囲内で回収可能性を判断しております。

- ・科目名及び当事業年度計上額

| 科目名    | 金額(千円)  |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 581,831 |

- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

このような見積りは、当社の事業計画に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が2021年度以降においても当社の業績に与える影響は続くとの仮定を置き、上記(1)及び(2)の会計上の見積りを行っております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物      | 251,291千円   |
| 土地      | 1,057,215千円 |
| 敷金及び保証金 | 228,226千円   |
| 合計      | 1,536,733千円 |

上記物件は、借入金1,460,621千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,438,063千円

(3) 財務制限条項

当社が締結している取引銀行3行とのシンジケーション方式によるタームローン契約及び取引銀行2行とのコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付加されております。

- ・2017年3月期末日以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を2016年3月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・2017年3月期末日以降の各事業年度末日における損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- ・2017年3月期末日以降の各四半期会計期間末日における貸借対照表に記載される現金及び預金の金額が7億円以上であること。

当事業年度末において当該ローン契約における財務制限条項に抵触する状況となっております。しかしながら、当該取引金融機関と財政状態及び資金計画等の協議を行った結果、本事態においては期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

なお、上記契約に基づく当事業年度末日の借入実行残高、コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| ・タームローン契約     |           |
| 借入実行残高        | 576,700千円 |
| ・コミットメントライン契約 |           |
| コミットメントラインの総額 | 700,000千円 |
| 借入実行残高        | 700,000千円 |
| 未実行残高         | —         |

(4) 取締役に対する金銭債務 6,770千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（千株） | 当事業年度増加<br>株式数（千株） | 当事業年度減少<br>株式数（千株） | 当事業年度末<br>株式数（千株） |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式  | 5,100              | —                  | —                  | 5,100             |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（千株） | 当事業年度増加<br>株式数（千株） | 当事業年度減少<br>株式数（千株） | 当事業年度末<br>株式数（千株） |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式  | 102                | —                  | —                  | 102               |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備計画に照らして、設備に必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。余資は元本が保証されている定期預金及び一定以上の格付を取得した債券を対象にして運用しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に短期的な運転資金を目的とし、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としており、一定期間毎に定額で返済しております。

また、借入金の一部については変動金利のため、金利変動リスクに晒されております。

なお、当事業年度において、デリバティブ取引はありません。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、事業部門における営業グループ、支社が各々統括する主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理財務部門において毎月取引先毎に期日及び残高を管理することによって、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

定期預金については、高格付の銀行との取引のみとしており、有価証券及び投資有価証券については高格付の債券のみとしているために、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する銀行に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

債券については、定期的に時価を把握しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利動向を随時把握することで、当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告することになっております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより当該リスクを管理しております。

なお、当事業年度において、デリバティブ取引はありません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|           | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-----------|------------------|-----------|---------|
| ① 現金及び預金  | 389,827          | 389,827   | —       |
| ② 売掛金     | 330,462          | 330,462   | —       |
| ③ 敷金及び保証金 | 1,378,352        | 1,378,196 | △156    |
| 資産計       | 2,098,642        | 2,098,485 | △156    |
| ① 短期借入金   | 743,000          | 743,000   | —       |
| ② 未払費用    | 505,484          | 505,484   | —       |
| ③ 長期借入金   | 1,042,671        | 1,048,056 | 5,384   |
| ④ リース債務   | 6,512            | 6,488     | △23     |
| 負債計       | 2,297,668        | 2,303,030 | 5,361   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、賃貸借先別にそのキャッシュ・フローを残存期間に応じた国債利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

① 短期借入金、② 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内返済予定の長期借入金を長期借入金を含めております。

④ リース債務

時価については、未経過リース料の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務は流動負債及び固定負債の合計額であります。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 389,827      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 330,462      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 720,289      | —                   | —                    | —            |

※敷金及び保証金については償還予定が確定していないため記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 743,000      | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 長期借入金 | 219,262      | 195,646             | 139,567             | 136,183             | 131,172             | 220,840     |
| リース債務 | 4,289        | 2,105               | 117                 | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 966,551      | 197,751             | 139,684             | 136,183             | 131,172             | 220,840     |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (繰延税金資産)              |           |
| 賞与引当金                 | 17,380    |
| 繰越欠損金(注)              | 783,167   |
| 減損損失                  | 95,071    |
| 退職給付引当金               | 124,297   |
| 資産除去債務                | 119,210   |
| その他                   | 50,404    |
| 繰延税金資産小計              | 1,189,532 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) | △342,571  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △250,770  |
| 評価性引当額小計              | △593,342  |
| 繰延税金資産合計              | 596,190   |
| (繰延税金負債)              |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用       | △9,024    |
| その他                   | △5,334    |
| 繰延税金負債合計              | △14,358   |
| 繰延税金資産の純額             | 581,831   |

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

|               | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超      | 合計          |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金(※1) | —    | 34,324      | 135,683     | 10,820      | 35,379      | 566,958  | 783,167     |
| 評価性引当額        | —    | —           | —           | —           | —           | △342,571 | △342,571    |
| 繰延税金資産        | —    | 34,324      | 135,683     | 10,820      | 35,379      | 224,386  | (※2)440,595 |

(※1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2)税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しており、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由は、「税効果会計に係る会計基準」等に準拠し、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等スケジューリングの結果、繰越欠損金の使用見込み額について繰延税金資産を計上することが合理的と判断したためであります。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具及び備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び主要株主等

| 種類           | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容  | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|--------------|------------|-----|--------------|-----------|-------------------|-----------|--------|----------|----|----------|
| 役員の近親者及び主要株主 | 田谷哲哉       | —   | —            | 当社名誉会長    | (被所有) 直接 3.05     | 当社名誉会長    | 給与等の支払 | 24,000   | —  | —        |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

給与等については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 205円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 202円89銭 |

## 11. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事務所及び美容室店舗の建物賃貸借契約のうち定期賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

定期賃貸借契約の物件について取得から定期賃貸借契約期間で見積り、割引率は定期賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|            |           |
|------------|-----------|
| 期首残高       | 199,644千円 |
| 時の経過による調整額 | 281       |
| その他の増加額(注) | 144,713   |
| 期末残高       | 344,639   |

(注) その他の増加額の主なものは、定期賃貸借契約以外の賃貸借契約の店舗について、定期賃貸借契約への契約変更や移転・閉鎖等が決定したことにより、資産除去債務を合理的に見積ることができるようになったため、追加計上したことによるものであります。

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する美容室店舗等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、定期賃貸借契約以外の賃貸借契約のうち、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく現時点で移転等も予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## 12. 重要な後発事象

### (固定資産の譲渡)

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、固定資産の譲渡について決議し、同日譲渡契約を締結いたしました。

#### 1. 譲渡の理由

経営資源の有効活用と財務体質の強化を図ることおよびオフィスでの従来の働き方の見直しに伴い、当社が保有する固定資産を譲渡することといたしました。

#### 2. 譲渡資産の内容

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 資産の名称 | 株式会社田谷 本社ビル        |
| 所在地   | 東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号 |
| 土地面積  | 792.16㎡            |
| 建物    | 延床面積：1,903.41㎡     |
| 帳簿価額  | 11億円（2021年3月31日現在） |
| 譲渡益   | 約23億円              |
| 現況    | 当社本社事務所、他          |

※表示単位未満は切り捨てしております。

#### 3. 譲渡先等の概要

譲渡先・譲渡価額の概要につきましては、譲渡先との守秘義務契約により開示は控えさせていただきます。なお、当社と譲渡先との間には、資本関係、人的関係、取引関係および関連当事者として特記すべき事項はありません。

### (資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は2021年4月28日開催の取締役会において、2021年6月22日開催予定の第47期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、早期復配の実現と今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

#### 2. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額1,480,180,000円のうち1,430,180,000円を減少し、50,000,000円といたします。

##### (2) 資本金の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の減少額1,430,180,000円はその他資本剰余金に振り替えます。

### 3. 資本準備金の額の減少の要領

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,702,245,248円を全額減少し、0円といたします。

#### (2) 資本準備金の減少の方法

資本準備金の減少額1,702,245,248円は全額その他資本剰余金に振り替えます。

### 4. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に増加したその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

なお、振替後の繰越利益剰余金は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 2,064,209,430円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 2,064,209,430円

### 5. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日 2021年4月28日

(2) 債権者異議申述公告日 2021年5月11日

(3) 債権者異議申述最終日 2021年6月12日(予定)

(4) 株主総会決議日 2021年6月22日(予定)

(5) 効力発生日 2021年6月22日(予定)

### (借入金の一部期限前返済について)

当社は、2021年5月25日の取締役会において、借入金の一部期限前返済について決議いたしました。

#### 1. 本返済の理由

当社は、本社土地建物の譲渡契約により一定の返済原資が確保できたことから、財務体質強化と金利費用削減を目的として借入金の一部について返済することといたしました。

#### 2. 借入金の内容

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 借入先    | 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、<br>株式会社伊予銀行 |
| (2) 返済金額   | 1,428百万円                            |
| (3) 返済実行日  | 2021年5月31日                          |
| (4) 当初借入金額 | 2,195百万円                            |
| (5) 返済期日   | 2026年12月28日                         |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 田 谷

2021年5月19日

取 締 役 会 御 中

普 賢 監 査 法 人  
東 京 都 港 区

指 定 社 員 公認会計士 荒 木 正 博 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 嶋 田 両 児 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田谷の2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 田 谷 監査等委員会

監査等委員（常勤） 石 川 英 夫 ㊞

監 査 等 委 員 三 亀 孝 雄 ㊞

監 査 等 委 員 田 島 克 夫 ㊞

※監査等委員三亀孝雄及び田島克夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金および資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、早期復配の実現と今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、以下内容によって資本金および資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額1,480,180,000円のうち1,430,180,000円を減少し、50,000,000円といたします。

##### (2) 資本金の減少が効力を生ずる日

2021年6月22日を予定しております。

##### (3) 資本金の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の減少額1,430,180,000円はその他資本剰余金に振り替えます。

#### 2. 資本準備金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,702,245,248円を全額減少し、0円といたします。

##### (2) 資本準備金の減少が効力を生ずる日

2021年6月22日を予定しております。

##### (3) 資本準備金の減少の方法

資本準備金の減少額1,702,245,248円は全額その他資本剰余金に振り替えます。

#### 3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金および資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

なお、振替後の繰越利益剰余金は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額    その他資本剰余金    2,064,209,430円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額    繰越利益剰余金    2,064,209,430円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。また、田谷光正氏は2021年2月11日に逝去されましたので、取締役を退任いたしました。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生年月日)                                                                               | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                       | <p>【再任】</p> <p>た や かずまさ<br/>田 谷 和 正<br/>(1967年7月7日)</p> <p>取締役会出席状況<br/>13/13回(100%)</p>    | <p>1988年4月 株式会社日本旅行入社<br/>1991年6月 当社入社<br/>1996年6月 当社取締役クレージュサロン営業部長<br/>1997年6月 当社常務取締役クレージュサロン営業部長<br/>2003年4月 当社代表取締役社長<br/>2016年6月 当社代表取締役会長（CEO）<br/>現在に至る<br/>(重要な兼職の状況)<br/>有限会社ティーズ 代表取締役</p>                                                                                                                                                                | 57,520株           |
| (取締役候補者とした理由)<br>長年に亘る当社での業務経験と事業経営に関する豊富な知識と経験を有しており、営業部門を経て2003年より代表取締役社長、2016年より代表取締役会長（CEO）として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。          |                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |
| 2                                                                                                                                                       | <p>【再任】</p> <p>ほ し な まさくに<br/>保 科 匡 邦<br/>(1958年1月22日)</p> <p>取締役会出席状況<br/>13/13回(100%)</p> | <p>1981年4月 当社入社<br/>1993年2月 当社取締役<br/>1995年7月 当社常務取締役営業本部長<br/>1997年6月 当社専務取締役営業本部長<br/>2003年4月 当社取締役副社長東日本営業本部長<br/>2004年4月 当社取締役第一営業本部長兼第一営業本部第一営業部長<br/>2005年4月 当社取締役九州支社長<br/>2006年6月 当社取締役専務執行役員九州支社長<br/>2009年4月 当社取締役専務執行役員技術教育部長<br/>2013年4月 当社取締役副社長執行役員人事部長<br/>2016年4月 当社取締役副社長<br/>2016年6月 当社代表取締役社長（COO）<br/>2019年6月 当社代表取締役社長（COO）兼営業本部長<br/>現在に至る</p> | 10,000株           |
| (取締役候補者とした理由)<br>長年に亘る当社での業務経験と営業業務に関する豊富な知識と経験を有しており、営業、技術、人事部門を経て、2016年より代表取締役社長（COO）、2019年より兼任で営業本部長としても職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                   | 所有する当社の株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3          | <p>【新任】</p> <p>なかむら たかまさ</p> <p>中 村 隆 昌</p> <p>(1974年1月21日)</p> <p>取締役会出席状況</p> <p>該当なし</p>                                                     | <p>1996年4月 当社入社</p> <p>2009年6月 当社執行役員営業部関西支社長</p> <p>2016年6月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>2020年6月 当社執行役員経営企画部長兼管理部長</p> <p>2021年4月 当社執行役員経営企画本部長兼管理本部長兼経営企画本部経営企画グループ長</p> <p>現在に至る</p> | 1,400株       |
|            | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>長年に亘る当社での業務経験と営業業務に関する知識と経験を有しており、営業部門を経て2016年から経営企画部門長、2020年より兼任で管理部門長としても職責を十分に果たしていることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                |              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告11頁に記載のとおりです。  
取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 以 上

## 取締役および執行役員候補者の指名方針および手続き

### □ 選任にかかる基本方針

取締役および執行役員候補者の選任をおこなうにあたっては、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会が当社の経営理念に沿った持続的な成長、長期的企業価値の向上を実現するための責務を担うことを理解し、その職務と責任を全う出来る適任者を指名することを方針とし、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および見識などを十分考慮の上で選任します。

### □ 取締役候補者選任方針

社内取締役の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針を理解し、その責務の実現を果たしえる人物を選任することを方針とします。

### □ 監査等委員である取締役候補者選任方針

監査等委員である取締役の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針を理解し、その責務の実現を果たしえる人物を選定し、監査等委員会の同意を得た上で選任する方針とします。

### □ 社外取締役候補者選任方針

社外取締役の選任にあたっては、経営基盤の一層の強化、充実、コーポレートガバナンス体制の強化を果たすことを責務とし、独立性判断基準を満たした立場から責務を達成し、経営の管理・監督機能を果たしえる人物を選定し、監査等委員会の同意を得た上で選任する方針とします。

### □ 執行役員候補者選任方針

執行役員の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針を理解し、取締役に準じて、取締役会の指揮監督の下で業務執行を担い、その責務の実現を果たしえる人物を選任することを方針とします。

### □ 候補者の指名手続き

取締役候補者と執行役員候補者の指名は、事前に上記方針に沿う候補者を選定し、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会の決議をもって決定します。社外取締役の指名については、同様の手続きを踏まえた上で、監査等委員会の同意を得た後、取締役会にて決定します。

## 独立性判断基準

当社は、独立性判断基準を以下のように定め、次のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有しているものと判断します。

1. 当社の大株主（※1）またはその業務執行者（※2）
2. 当社を主要な取引先とする者（※3）またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（※4）またはその業務執行者
4. 当社の主要な借入先（※5）の業務執行者
5. 当社の会計監査人の代表社員または社員
6. 当社から役員報酬以外に3事業年度当たり平均して1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
7. 当社から3事業年度当たり平均して1,000万円を超える寄付を受けている者、またはその業務執行者
8. 過去3事業年度において、上記のいずれかに該当していた者
9. 社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者
10. 上記のいずれかに該当する者が重要な者（※6）である場合、その配偶者または二親等以内の親族
11. その他、一般株主全体との間に恒常的な利益相反が生ずるなど独立性を確保することができない恐れのある者

※1 大株主とは、当社の議決権の10%以上を直接・間接に保有する者をいう

※2 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう

※3 当社を主要な取引先とする者とは、その取引先の年間売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社から受けた取引先をいう

※4 当社の主要な取引先とは、当社の売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社に行っている取引先をいう

※5 当社の主要な借入先とは、事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先をいう

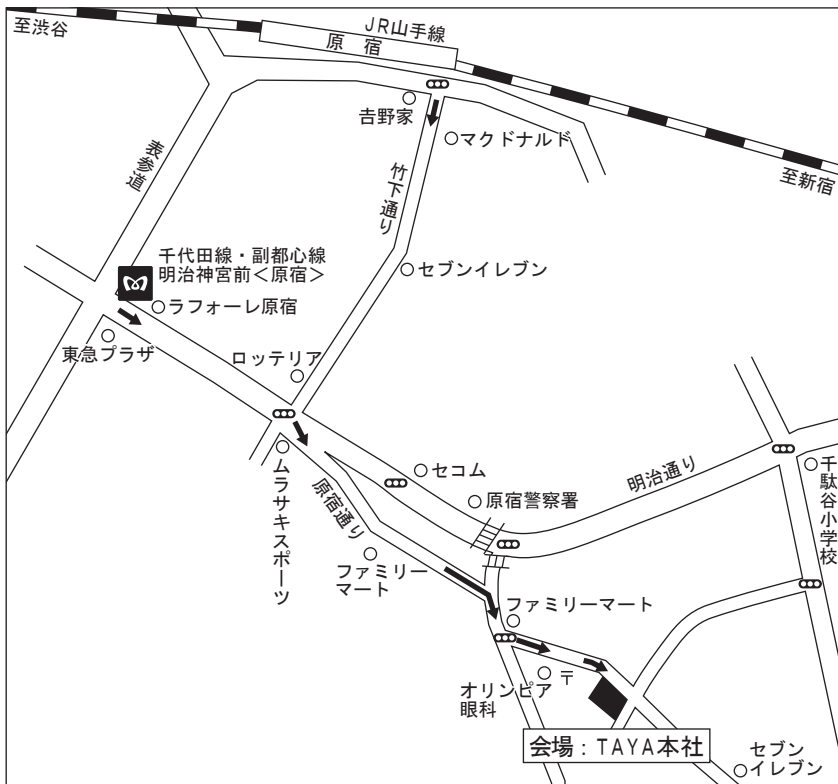
※6 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）を含む部門長以上の者、またはこれらに準ずる役職者、組織に所属する公認会計士や弁護士をいう

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号  
当社本社ビル1階 ホール  
(電話) 03-5772-8402

記念品の配付はございませんので予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による議決権行使にご協力をお願い申し上げます。当日は運営を最小限とし、状況に応じた予防措置を講じる予定です。



- ・ J R 山手線原宿駅竹下口より徒歩約12分
- ・ 東京メトロ千代田線・副都心線明治神宮前<原宿>駅5番出口より徒歩約10分
- ・ お車でのご来場はご遠慮ください。